

日本住宅性能表示基準に基づく表示すべき事項の説明 [一戸建ての住宅(新築住宅)に係る事項を抜粋]



住宅の品質確保の促進等に関する法律 第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

一戸建ての住宅(新築住宅)

下記の住宅に関して評価方法基準(平成13年8月14日 国土交通省告示第1347号(最終改正:令和6年7月5日 国土交通省告示第1000号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

(上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。)

記

- 1 申請者: 東京都練馬区土支田3-18-5 株式会社シンセイハウジング 代表取締役 増田菊次
2 建築主: 東京都練馬区土支田3-18-5 株式会社シンセイハウジング 連絡先: 03-5875-6261
3 設計者: 埼玉県新座市あたご3-2-21 エム.デザインオフィス 仲田 敏正 連絡先: 048-201-2402
4 住宅の名称: 町屋6丁目分譲 新築工事
5 住宅の所在地: 東京都荒川区町屋6丁目1630-5、6(東京都荒川区町屋6丁目25-12)

Table with 4 columns: 評価書交付年月日 (2024年11月19日), 評価書交付番号 (016-01-2024-1-1-14720), 登録住宅性能評価機関名 (ハウスプラス住宅保証株式会社), 機関登録番号 (国土交通大臣 4), 評価員氏名 (城生 一葉)

Table of evaluation criteria for structural stability, fire safety, and deterioration. Includes sections like 1. 構造の安定に関する事, 2. 火災時の安全に関する事, 3. 劣化の軽減に関する事.

Table of evaluation criteria for maintenance, energy efficiency, air environment, light, and noise. Includes sections like 4. 維持管理・更新への配慮に関する事, 5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する事, 6. 空気環境に関する事, 7. 光・視環境に関する事, 8. 音環境に関する事, 9. 高齢者等への配慮に関する事, 10. 防犯に関する事.



評価結果

基本事項

事項	内容
住宅の階数	地上： 3 階 地下： 0 階
住宅の面積	建築面積： 43.84 m ² 延べ面積： 104.90 m ²
住宅の構造	木造

* 確認の方法 設計住宅性能評価申請書による

項目	結果
1. 構造の安定に関する事 ■ 1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) (3段階評価)	2
□ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止) (3段階評価)	—
■ 1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止 及び損傷防止)	□ 免震建築物 ■ その他
□ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) (2段階評価)	—
□ 1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) (2段階評価)	—
■ 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及び その設定方法	[杭状改良地盤の許容支持力度] 30 (kN/m ²) [設定の根拠] スクリューウェイト貫入試験及び地盤改良 (小口径鋼管工法)
■ 1-7 基礎の構造方法及び形式等	・ 直接基礎 [構造方法] 鉄筋コンクリート造 [形式] べた基礎

項目	結果
2. 火災時の安全に関する事 □ 2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時) (4段階評価)	—
□ 2-4 脱出対策(火災時)	—
□ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部)) (3段階評価)	—
□ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外)) (4段階評価)	—
3. 劣化の軽減に関する事 ■ 3-1 劣化対策等級(構造躯体等) (3段階評価)	1
4. 維持管理・更新への配慮に関する事 ■ 4-1 維持管理対策等級(専用配管) (3段階評価)	1
5. 温熱環境 ・ エネルギー消費量に関する事 ■ 5-1 断熱等性能等級 (7段階評価)	4 地域の区分： 6
■ 5-2 一次エネルギー消費量等級 (4段階評価)	4 地域の区分： 6
6. 空気環境に関する事 □ 6-1 ホルムアルデヒド対策 (内装および天井裏等)	—
□ 6-2 換気対策 (居室の換気対策)	—
(局所換気対策)	—

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の凡例により明示する。

(凡例) ■：実施あり、□：実施なし

項目	結果
7. 光・視環境に関する事 □ 7-1 単純開口率	—
□ 7-2 方位別開口比 (3段階評価)	—
8. 音環境に関する事 □ 8-4 透過損失等級(外壁開口部) (5段階評価)	—
9. 高齢者等への配慮に関する事 □ 9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	—

項目	結果
10. 防犯に関する事 □ 10-1 開口部の侵入防止対策	—

10-1. 評価対象開口部の区分

- 住戸の出入口
- 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)
- a及びbに掲げるもの以外のもの